

電力・ガス取引監視等委員会

第59回料金制度専門会合

1. 日時：令和6年8月20日（火） 15：00～16：14
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念専門委員、大屋敷専門委員、梶川専門委員、川合専門委員、河野専門委員、東條専門委員、華表専門委員、平瀬専門委員、松村専門委員

（オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください）

○黒田NW事業監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第59回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局・ネットワーク事業監視課長の黒田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日は、プレゼンターとして北陸電力送配電株式会社・今村取締役、配電部長が出席されております。

また、オブザーバーとして一般送配電事業者各社が出席されておりますので、各議題について直接御質問されるということでも構いません。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題ですけど、議事次第にありますように1つであります。「レベニューキャップ制度における期中評価について（2023年度・目標計画②）」であります。

まず、事務局と北陸電力送配電から御説明をいただきまして、その後でまとめて皆さんに御議論いただくという順番にしたいというふうに思います。

それでは、事務局から黒田課長、どうぞよろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料3を御覧ください。「レベニューキャップ制度における期中評価について（2023年度・目標計画②）」ということでございます。

2 ページでございますけれども、前回58回の会合で、レベニューキャップ制度の目標計画のうち8項目及び効率化計画について御議論いただいたというところでございます、本日の会合では、以下の目標計画の3項目について内容を御報告させていただき、御審議いただきたいということでございまして、顧客満足度、災害時の連携推進、安全性・環境性への配慮という3項目になってございます。

4 ページ以降、目標計画の18項目なんですけれども、グレーの網かけが前回報告対象でしたので、今回は10番、14番、16番が対象と。全てレピテーションインセンティブということになります。

6 ページ、目標計画の評価のポイントでございます。目標計画の評価に当たりましては、これまでの議論等踏まえまして以下の点を念頭に置いて確認することとしたいということでございまして、計画に対する進捗状況の確認、取組を行っている中での成果や課題の有無の確認。前回の御指摘を踏まえまして、一部の項目についてはマイルストーンを明確化して確認をする。さらには目標計画に掲げていない事業者についても、横比較が必要な項目については確認をさせていただくということで準備をさせていただいております。

個別項目のポイントといたしまして、⑭災害時の連携推進につきましては、能登半島地震に対する北陸電力送配電の対応、他社のサポート状況の確認等について御確認いただくということで、この後、北陸送配電からもプレゼンいただくということにさせていただきます。

そうしましたら、各項目の確認に入っていければと思います。12ページ⑩顧客満足度からの御説明になります。

まず14ページ、顧客満足度の第1規制期間における各社の計画でございますけれども、14ページ、15ページに各社の計画が出ておりますけれども、そのまとめたものが14ページの青枠、大きく3つになります。⑩－1ということで、主に需要家向けの災害対応を目的としたSNSによる情報発信。⑩－2として、主に需要家向けでステークホルダーに対する満足度調査の実施。⑩－3として、これは小売事業者向けですけれども、お客様対応力の強化施策ということでございます。

16 ページは、この⑩顧客満足度の23年度の取組の確認結果のサマリになってございます。まず1ポツ目、災害対応を目的としたSNSによる情報発信等につきましては、各事業者においてPR活動を行うということで、従来に比してSNS登録者数の増加や発信頻度が高くなっている事業者を確認したということでございます。また、本年1月の能登半島地震の際には、実際の情報発信も多数行われ、顧客からの肯定的な反応があったとい

うこととございます。

一方で、機能強化・改良等を行うことによりサービスの利便性を向上させるとともに、さらなる認知度の向上を図るため、今後も継続的に情報発信を行っていく必要があるといった気づき事項も確認したということとございます。

3 ポツ目、ステークホルダーに対する満足度調査の実施につきましては、目標に掲げた事業者において計画どおり開催をしていました。実施後のアンケートでは、本取組に対して肯定的な反応が多かったということを確認しておりまして、例えば中国電力ネットワークにおきましては、具体的な評価指標を用いて顧客満足度を定量的に評価するということを目標として掲げ、結果として23年度の評価結果は93.3%という目標を上回る数値となりまして、この結果を社内の全事業所にフィードバックしているということとございます。

4 ポツ目、お客様対応力の強化施策につきましては、請求書様式が全社統一化されたということを確認しておりまして、さらなる取組として、支払い方法や請求情報の提供方法拡大等の対応に向けた準備を進めているということとございます。

17ページ以降が個別の取組事項になってございまして、まず⑩－1のSNSによる災害対応等目的とした情報発信につきましては、例えば18ページにありますとおり、北陸送配電の能登半島地震時にSNSにて情報発信を実施、1～3月で148回。こうした情報提供については、復旧作業への慰労や感謝の声が届いているといったようなことが確認をされているということとございます。

20ページの満足度調査というところにつきましても各社取組を実施しまして、例えば中国電力ネットワークにつきましては、21ページにありますような形でアンケートを実施して、90%以上という満足度の目標に対して、それを上回る評価であったというような結果も確認をしております。

22ページ⑩－3、お客様対応力の強化施策につきましては、まず昨年10月に請求書支払い通知書の様式は10社で統一をしたということで、今後の取組としましては、2ポツに書いてあるとおり、託送料金の口座振替化に向けたシステム構築、請求情報のAPIの連携対応の検討、工事費負担金契約書等の各種契約の電子契約化の検討、高圧接続供給の申込書類の10社統一運用といった取組を各社が進めていくということとございまして、次の23ページにあるとおり、各社がこういったタイムスケジュールで実施をしていくということを確認しているということとございます。

次、2つ目の項目の災害時の連携推進ということとございます。

26ページですけれども、26、27で各社の取組目標を記載しておりまして、具体的な内容としましては、26ページ青枠にあるとおりの3点、⑭－1として一般送配電事業者共同の連携訓練。⑭－2、各社ごとの関係機関(自治体、自衛隊、民間企業等)との連携訓練。⑭－3として災害発生時の復旧対応というところでございます。

28ページが23年度の取組のサマリになっておりますけれども、まず全国大の取組としましては、一般送配電事業者10社の共同での災害復旧資材、役務融通訓練及び地域ごとの共同訓練を実施しておりまして、災害発生時の相互応援の実効性や仕様統一された工具の有用性を確認したということでございます。また、地域ごとの共同訓練においては一部の作業に関する課題を認識したことから、問題点の整理と対策を検討した上で、全社非常災害担当者会議において共有をしているということでございます。

上記のほかに、各事業者が自治体、自衛隊、海上保安庁等の関係機関との連携訓練や意見交換、協定締結等を実施しているということでございます。

また、能登半島地震におきましては、災害時連携計画に基づく広域応援が実施されたということでございます。

30ページ以降は個別の取組ということで、まず⑭－1、一般送配電事業者共同の連携訓練ということでは、そこに書いてあるような訓練を各社で実施をしたということございまして、さらに共同訓練における課題と対応ということで31ページ、こちら電線の被覆剥ぎ取りの工具、マルチホットハグラーという工具を使用した剥ぎ取り作業を実施しまして、その有用性を確認しつつ、その際の課題といたしまして、電線の種類による被覆のねじれの影響で剥ぎ取りがうまくできない可能性があるといったような課題も抽出をした上で、電線把持に使用する工具を固定するとか把持の位置を決定する、こういったような対応をしているというようなことも実施されているということでございます。

32ページ、各社ごとの関係機関との連携訓練。こちら、下の表にありますとおり、各事業者が自治体、自衛隊、海上保安庁等との関係機関と連携訓練を実施しているということも確認をしております。

34ページ、災害発生時の復旧対応ということで、本年1月の能登半島地震の復旧対応の事例ということでございますけれども、今回、能登半島地震は災害時連携計画に基づく広域応援が実施された初めての事例ということでございまして、一部の事業者におきましてはコンタクトセンターを共同運営するとか、電話、チャットによる問い合わせに対応したということでありまして、コンタクトセンターでは、非常時には被災地エリア事業者の

受電応援を実施する体制が構築をされているということでございます。

能登半島地震の際には、次のページにありますけれども、北陸電力送配電の富山県内のコンタクトセンターでの揺れが大きく、1時間ほど委託オペレーターが建物から避難するといった事象も起きましたけれども、その間は青森カダルコンタクトセンターで一手に受電をして、問い合わせに対して切れ目ない対応を行ったということございまして、35ページにありますとおり、今現在8事業者が参画をしておりますけれども、ふだんは各事業者の業務を行うコールセンターとして機能しているところなんですけれども、こういった災害時には被災会社の電話受付対応を実施するといったような仕組みも構築をしていると。ちなみに、このカダルというのは、右下にありますけれども、津軽弁で「仲間になる」という意味ということでございます。

それから、このチャットボット版として金沢マゼルデジタルコンタクトセンターというものも2020年に開始をしております、21年の9月には全事業者で連携をしている。このマゼルというのも、金沢弁で「仲間に入れる」という意味でございますけれども、こういった取組も実施されているということでございます。

ちなみに、34ページの4ポツでございますけれども、目標計画の進捗状況を評価する上で能登半島地震における連携の成果や課題を確認することは非常に重要ということでございますので、この後、北陸電力送配電より御報告をいただくということでございます。

3つ目の項目、安全性・環境性への配慮ということでございます。

こちらにつきましては、39ページのほうで各社の目標・計画が出ておりますけれども、総括しますと、上の青枠の3点、⑩-1として安全運動に関する取組、労働災害件数。⑩-2として法令に基づくPCBに関する取組。⑩-3として、その他の環境性に関する取組ということでございます。

41ページはサマリになってございますけれども、安全運動に関する取組、労働災害件数につきましては、労働災害の定義、各社で異なる部分がありますけれども、各社で目標設定した労災防止に向けた安全活動の取組は、おおむね計画どおり実施されていたということでございます。

一方で、一部の事業者においては目標件数を上回る労働災害が発生をしたということで、災害事案については、災害を低減させるため、協力会社含め同種災害の対策の周知・定着等により一層の取組が必要な点が見られたということでございます。

また、法令に基づく取組（PCB）につきましては、法定の処理期限に向けて各社PC

B廃棄物の処理を実施しているということ。

その他の取組として、温室効果ガスの排出抑制や車両電動化に向けて各社が実施していることを確認しているというところでございます。

個別の取組ですけれども、安全運動に関する取組、労働災害については、42～44にあるような安全運動の取組を各社が実施をして、現場パトロールとか訓練等々を実施されているということと、45ページ、46ページで労働災害の目標と件数、今後の取組強化策を載せております。真ん中の実績が赤の数字になっている事業者については、目標の件数を上回っている事業者ということになっておりまして、そういった事業者については、今後の取組強化策を確認しているというところでございます。

なお、45ページの下※1に書いてあるとおり、登録された件数は全て協力会社における災害件数を含んだものというところでございます。

P C Bに関してですけれども、法令に基づくP C B廃棄物の処理につきましては、主要な機器である柱上変圧器の処理状況等について確認をしておりまして、数字については50ページにあるとおりというところでございます。2023年度の柱上変圧器の処理実績については、東北電力ネットワーク、中部電力P G、中国電力ネットワークの3社が当初計画に対して実績が下回っているという状況なんですけれども、いずれも調査や分析の結果による要処理台数の変化や後年度まとめて処理を行うために生じたものということですので、法定の処理期限に向けて対応していることを確認しているというところでございます。

52ページが温室効果ガスの排出抑制に向けた取組ということで、温室効果ガス（S F 6）の点検時、撤去時のガス回収率、97%以上、99%以上という目標を各社大で掲げております。

取組実績のところなんですけれども、関西電力送配電を除く9社においては目標計画を達成ということで、関西送配電は表にありますとおり、作業手順の誤認によりガスが漏れ出たことにより、一部回収できなかったということがありましたが、対応として社内全体への周知、作業手順の再確認の周知徹底を行っていることを確認してございます。

53ページ以降は、車両の電動化、E VとかP H E V、F C Vの導入という点について、各社で取組目標を設定しているというところでございます。

各社の取組状況は53ページ、54ページにあるとおりなんですけれども、23年度の導入実績が目標に達していない、90%以上に達していないという事業者は東北電力ネットワーク、中部電力P Gというところでございますけれども、第1規制期間内での目標計画の達成

に向けて継続して取り組んでいるということを確認してございます。

ということでございまして、最後57ページ、まとめでございます。事務局が整理した内容は報告させていただいたとおりでございますけれども、目標計画のうち3項目の2023年度の進捗状況につきましては、一部の項目において計画未達の事業者が見られたものの、第1規制期間通じて全体的には計画に対する大きな遅れはないということを確認したということかと思えます。

⑩顧客満足度に関しては、SNSによる情報発信を継続して行うこと等により、従来に比してお客様認知度の向上が見られた。特に能登半島地震の際には、情報発信が有効に行われたということでございます。ただ、⑭の災害時の連携推進に関しましては、全国大の取組として災害復旧資材・役務融通訓練を実施し、災害発生時の各事業者間の役割・業務一連の流れ等を体系的に理解するとともに、共同訓練における復旧工事に関する相互応援の実効性や仕様統一された工具の有効性を確認したということかと思えます。

一方で、⑩顧客満足度に関しては、情報発信ツールのさらなる利便性、認知度の向上に向けた継続的な取組を行うことが必要であるとか、⑯安全性・環境性への配慮に関しては、災害を低減させるため、協力会社を含めた同種災害の対策の定着等により、一層の取組が必要な点が見られたということでございまして、上記の内容及び2024年度以降の計画を踏まえて、来年度以降も事業者の取組実績の進捗状況の評価を行っていく。特に一部の項目において進捗の遅れが確認された事業者については、引き続き状況を確認していくこととしたいということでございます。

私からの説明は以上になります。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて北陸電力送配電株式会社の今村様、御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○今村プレゼンター 北陸電力送配電、配電部長の今村でございます。よろしくお願いいたします。

本年1月1日の能登半島地震から約8か月が経とうとしています。現在、奥能登地域では、仮復旧をした電柱、電線などの配電設備の本復旧工事、また応急仮設住宅の建設に合わせた電力供給工事や被害を受けた住宅の公費解体に合わせた電力設備撤去工事などを精力的に行っております。そういった中ではございますが、本日は、発災から約3か月間の地震対応の振り返りについて説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。1 月の能登地方を震源とする最大震度 7 の地震は、火災、津波などの複合災害となって住宅、道路、水道などに甚大な被害を与え、弊社の電力設備についても、配電設備の電柱損傷、電線の断線などによって広範囲で停電が発生し、発災直後は最大約 4 万戸が停電いたしました。この停電復旧作業においては、特に道路の通行止めや渋滞が大きく影響して、さらに積雪や断水による作業環境の悪化もあって、復旧作業は難航し、大変苦勞いたしました。

4 ページを御覧ください。その停電復旧状況についてです。国に届け出している災害時連携計画に基づき、発災後すぐに他電力へ応援を要請するとともに、下のグラフの吹き出しにありますように、被害を受けた配電線の系統復旧と発電機車による応急送電に着手して、自治体役場や大きな病院などの重要施設、大規模避難所などを優先して停電解消を進めました。

奥能登地域の停電復旧には、先ほど申しましたとおり、本当に多くの困難がありました。ほかの電力会社や関係機関の皆様から最大限の御支援のおかげで、1 月末には道路損壊などで立ち入りが困難な箇所を除き、おおむね停電を復旧することができました。

6 ページを御覧ください。電力設備の被害状況について記載しておりますが、配電設備を中心に電柱の傾斜、電柱の折損など、かつて経験したことがない甚大な被害がありました。

7 ページは、これらの被害を受けた設備の復旧費用について記載しております。中ほどのハコにありますとおり、2023 年度には仮復旧や設備の修理などの費用として 116 億円の損失を計上しております。

また、下のハコのとおり、2024 年度以降には 60 億円程度の本復旧に必要な設備投資を見込んでおりまして、復旧費用の総額は 180 億円程度となる見込みです。

続いて、8 ページを御覧ください。これは配電の 1 月の復旧体制について記載しております。災害時連携計画に基づいて、発災翌日の 2 日の朝 8 時には他電力に応援要請を行いましたが、各社とも連携計画の取り決めに従って、プッシュ型での出動準備を整えてくださっていたこともございまして、翌 3 日には拠点に入っていただくことができました。

1 月中旬には、右方のグラフのとおり、当社グループ約 650 名と、他電力約 750 名の総勢 1,400 名の規模で配電設備の改修や発電機車による応急送電などを実施しております。

9 ページを御覧ください。これは発電機車による応急送電の状況を示したものです。配電設備を改修して配電線の系統復旧を行うには時間がかかることから、当初は、この右下

のように、避難所などを中心に発電機車による応急送電にて早期の停電解消を目指しました。この発電機車は、災害時連携計画に基づき他電力からの応援分も含めると95台を確保しておりまして、左側の下のグラフのとおり、1日最大34台を稼働させました。

10ページを御覧ください。これは配電復旧作業で、今回活用した一般送配電事業者10社で統一した工具と工法を示したものです。これらは先ほどから言っている災害時連携計画にも記載されているものであります。

11ページを御覧ください。復旧の取組として、ヘリコプターとドローンを設備被害状況の把握に活用したものです。発災直後の1月2日に能登半島全域が緊急用務空域に指定されたことから、2月中旬までドローンの活用には制約がありました。これについては、経済産業省と国土交通省との間でその後に協議がございまして、今後同様なケースがあった場合には、航空法の特例が適用される見込みと伺っております。

12ページを御覧ください。今回の復旧時に活用したシステムとDXについてです。左の設備被害情報共有システム、中ほどの全社地図システムで、現場の被害と復旧状況をリアルタイムに社内で情報共有いたしまして、現場の作業が最大限効率的になるように復旧を進めてまいりました。また、右側のでんちゅうサーチについては、いわゆる電柱の位置情報が入ったカーナビとして、現地に不慣れな他電力からの応援の方に移動の際に使っていただきました。

13ページを御覧ください。ここからは、配電復旧の後方支援として配電部門以外の社員や北陸電力の社員が実施した内容について記載しております。1か月を超える長丁場、また日々困難な状況が次々と判明するといった現場の復旧作業を継続できたのは、北陸電力と北陸電力送配電のグループ一体での対応があったからこそと実感しております。

後方支援の中でも人数規模が大きかったものに、ここに記載の発電機車の燃料の管理業務があります。発電機車を長時間連続して運転するためには、発電機車の燃料を監視して、数時間おきに給油する必要があります。この業務を現地での車中泊を含めて含め、配電部門以外の弊社の部門と北陸電力の社員で対応いたしました。

発電機車による応急送電中に大雪の影響で燃料確保が困難となるといった事案が発生しましたが、その直後には、ここに記載の➤の2つ目にありますが、24時間体制の監視・給油対応、燃料貯蔵用ドラム缶の増配置、タンクローリーの現地常駐と増配置など、速やかに体制を整備・強化いたしました。

14ページを御覧ください。後方支援では、ここに記載の復旧拠点の整備、車両や復旧資

材の手配なども実施しております。発災翌日の2日には、支援協定先の1つである平和堂様のアル・プラザ鹿島に復旧拠点を設置いたしまして、水、食料、そのほかの資材の手配、運搬、配電事務作業などの応援もこの後方支援で行いまして、配電部門が復旧作業に専念できるようにグループ一体で対応してまいりました。

15ページを御覧ください。後方支援の取組では復旧従事者の作業環境整備も行っておりまして、それについて記載しております。今回の震災対応現場では宿泊施設なども被災しておりまして、それが使用できない。また、上下水道の設備も損壊している状況で、それも長期間に及ぶものでした。復旧作業員の宿泊先や食事の確保、仮設トイレ、し尿処理などが大きな課題となりましたが、そういった面の対応にも北陸電力をはじめとした後方支援が重要な役割を担ってございました。また、経済産業省のリエゾンの方から働きかけをいただきまして、トイレ処理体制の確立、またトレーラーハウス、コンテナハウスの確保などが進みまして、連日の復旧作業を支援することができました。

16ページを御覧ください。これは社外への情報発信についてです。停電やその復旧状況について様々なやり方で情報発信の頻度を高めて、特に被災地域の皆様に情報が届くように注力いたしました。プレスリリースやホームページのほかに、ここに記載のSNSの利用者にはSNS、スマホなどをお使いにならない年配の方にはラジオによる情報発信。さらに停電復旧時の送電に関しては、避難所へのお知らせ掲示や様々な細かなやり方で情報提供を行いました。

17ページを御覧ください。ここからは弊社の目標計画における災害時の連携推進について説明いたします。2023年度の取組状況については、下方のハコにございますとおり、管内自治体との連携協定の締結、陸上自衛隊、海上保安庁や民間協力会社との連携訓練の実施、他電力との共同訓練の実施、燃料調達先や配送手段の確認など、災害時連携計画に基づいて着実に実施してまいりました。

これらの取組がございまして、発災直後から国や石川県、被災した市町の連携はもちろんのこと、立ち入り困難箇所への移動等について、陸上自衛隊や海上保安庁にも助けていただくことができましたし、民間の協力会社からも災害時連携協定に基づいて最大限の御支援をいただくことができて、迅速に復旧を進めることができたと認識しております。

具体的な関係機関との連携状況については、国や自治体との連携事例は18ページ、民間の協力会社との連携事例については、次の19ページに記載しております。

次の20ページは、参考となりますが、弊社のそのほかの目標計画への能登半島地震の影響

響について記載しております。今回の震災によりまして、設備保全については損傷した電柱の建替えなど計画外の工事物量が発生したことによって、高経年化工事に影響を及ぼす可能性があります。まず災害復旧を優先して取り組んでいくこととなりますけれども、高経年化工事についても、最大限の施工力を確保して工事を推進していく所存であります。

また、その下の環境性への配慮、分散グリッド化への推進については、舩倉島の取組を一時中断しておりますが、今後の復興状況を見極めて対応を検討してまいります。

21ページを御覧ください。今回の災害対応の振り返りとして、今後の当社の取組を中心に説明させていただきます。道路啓開等における国・自治体との連携については、北陸圏域道路啓開計画策定協議会が3月に開催されておりまして、ここで道路啓開計画の策定や災害に強い道路について議論を開始している状況であります。

復旧作業のための拠点確保については、民間の協力会社との相互支援協定に基づく復旧拠点以外にも作業拠点になり得る候補施設をリスト化しておいて、災害時には速やかに管理者と調整できるように整備を進めてまいります。

発電機車の燃料監視・給油・運搬については、さらなる体制整備に向けまして、今後は初動時のタンクローリーの台数の確保のために、専属契約の拡充を予定しております。

地元への効果的な情報提供につきましては、被災地域のお客様に対しても正確かつ迅速な情報提供を行うために、今後も各種媒体の特性を活かした情報発信に努めていきたいと考えております。

最後、22ページになります。今回の能登半島地震による停電と設備被害の復旧に際しましては、経済産業省をはじめ国や自治体、他の電力会社、民間の協力会社など本当に多くの皆様から大変な御協力と御支援を賜りました。この場をお借りして、改めて心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

北陸電力送配電では、これからも北陸電力とともにグループ一体となって「こころをひとつに能登」のスローガンの下、早期の能登の設備復旧、地域の復興に向けて総力を挙げて取り組んでまいります。

私からの説明は以上です。御清聴ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。今の能登半島地震の対応については、非常にリアルに我々も理解することができたというふうに思いますし、その有用性、協力性、関与の重要性はしみじみと感じる次第であります。北陸電力送配電の大変な御努力に我々も感謝申し上げたいというふうに思っております。

それでは、今御説明ありました事務局の分と北陸電力送配電の御説明について、皆さんで議論したいと思っております。御発言御希望の方は、挙手機能を使っただいて、挙手機能でこちらにお知らせください。こちらから指名させていただきます。よろしくお願いいたします。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

安念委員、どうぞ。

○安念委員 ありがとうございます。ちょっと茶飲み話みたいになって恐縮なんです、2点思うところを述べさせていただきたいと思います。

まずは、何はさておいても能登半島地震からの復旧に大変な御尽力をいただいた北陸電力さんはもとよりですが、他電力や諸官庁、協力企業その他の方々、関係各位の御尽力に対して、心から敬意を表する次第です。

確かに令和2年の電事法改正によって、一般送配電事業者相互間で災害時の連携計画を作らなければならないというのは法律に決まったことではありますが、この種のことは、法律に決めればそれがそのとおりに動いていくというようなものではありませんで、もとも災害があったときには、会社の枠組みを超えて、何はさておいても駆けつけなければならないという、そういう魂といいますか、文化といいますか、そういうものがあってこそであります。

電力システムの自由化といいますか改革というのは、企業間でどうしても競争関係にあるわけですから、そうしたよくも悪くも電力一家的なマインドセットというものは却下せざるを得ない。しかし、今回実証されましたように、それにもかかわらずお互いに助け合うという精神が生きていることに、私は強い感銘を受けました。当局においても、こうした連携が十分に機能しているということを大いに世間に知らしめて、またそれが今後も維持できるような施策を講じていただきたいなと強く感じた次第です。これが第1点。

もう一点は、労災に関する御説明がありました。作業の安全性ですが、特に送配電部門は、本質的というか潜在的に危険な職場というのを多く抱えていることでありまして、事故を完全にゼロにするということは難しいことです。特に安全性に関する計画を整えて、とりわけ人命事故をゼロにしていかなければいけないのは当然のことですが、ここで一方、こうした計画を優先するあまり、これはいろいろな業界であることですが、いわゆる労災隠しのようなものがあってはならないというのも当然なことと思います。労災事故については、企業の規模が小さくなればなるほどそれを隠したいというインセンティブが働いてしまうのは仕方がありません。

一方で、2～3か月前でしたか、最高裁の判例が出まして、労災認定の処分に対しては、事業者・雇い主のほうからは取消訴訟を提起する原告適格がないという判断が示されました。これは、その原審である東京高裁の判断を覆して、訴えを提起することができないという判断を示したもので、我々リーガルサイドでは、ちょっと騒然となったと言うと大げさんですけども、そういうことになるんだなという判断でありました。

これは何を意味するかというと、結局、事業者が自分の従業員の労災認定について裁判という形で異議を申し立てることができないということです。この判断は、純粋にリーガリスティックな面から見れば、そういう考え方もあるなというものではあるんですけども、一方でどうしても、それなら本当に労災が起きたことを隠したいというインセンティブになってしまうことも否定できませんので、当局においては、こういう労災隠しのような誠に忌むべきプラクティスが発生しないように、特段の御注意をいただければと存じます。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました

そのほかの方で御発言の御希望、いらっしゃいますか。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 河野でございます。今回は、3項目についてフォローアップの報告をいただきました。それぞれ計画に応じて前進しているというとりまとめだということで、丁寧な御説明でしたので、私もそのとおりに受け止めました。

その中で、1点目の顧客満足に関してなんですけれども、送配電事業者の皆様からSNSでの情報発信に、特に災害時ですけれども情報発信に力を入れてくださったということで、認知度が少し上がったという御報告でしたが、例えば自宅で停電が発生したとき、利用者が最初に連絡を入れるのは契約している小売事業者であって、現場で対応して下さっている送配電事業者様のことは思い浮かばないということが実情でして、一般消費者とのコミュニケーションを円滑に行うことで評価を得るというのは簡単なことではないというふうに思いました。

ただ、ホームページやSNSなどでの発信などに力を入れていただいていることには、本当に感謝しております。例えば四国電力様の御報告内容にあったように、カラスの営巣が停電の原因となることを周知して、近くにいらっしゃるか一般の利用者から早期に情報収集を図ってカラスの営巣を防ぐというような、そういった身近で分かりやすい形

の取組であれば、一般消費者とも距離も近づくのではないかというふうに思ったところ
す。

この顧客満足的项目でとても気になったのは、お客様対応力の強化施策として、請求書
支払い通知書の様式を統一したということで、さらに口座振替化など支払い方法や請求情
報の提供方法への取組については、第1規制期間内には着手、導入予定とされているところ
ですが、こうしたシステムの更新や改修には多額の費用とそれなりの時間というのがか
かるというふうに思います。

社会全体がDX推進に多額の投資をしていますけれども、レベニューキャップ制度にお
いてお金の使い方に対して厳しい目が注がれているということで、こうしたデジタルを活
用した業務の効率化、特にBtoBにおける業務の効率化への影響はあるのかないか、少
し気になったところです。

それから2点目として、災害時の連携推進に関しまして、たった今御報告いただきまし
たように、能登半島の地震に対応して北陸電力送配電様、北陸電力グループ様、それに支
援をされた他社の皆様の本当にすばらしい御活躍によって、そういった支援の実態などを
伺うと、連携協力体制は確実に向上しているというふうに受け止めました。

それから、青森カダルコンタクトセンターや金沢マゼルデジタルコンタクトセンターな
ど、情報提供を受け持つ後方支援の仕組みも、今のデジタル環境ならではの協力体制だ
というふうに感心しましたし、こういう形で協力体制が組まれていくというのは、とてもフ
ォローアップしていただいて消費者としても心強いと感じました。

1つ、これ伺っていいのかどうかちょっと考えたんですけれども、支援の実情として、
機材の提供、資材の提供、労働力の提供など、提供する支援というのを分類して、どこに
どういうものが必要かというのを適切に分けて行っているのか。今回の場合はそれどころ
ではなかったというふうに思っているんですけれども、今回の対応を次に生かすという意
味では、そういうふうに今後支援をより細かく整理してやっていけるのかどうかとか、ま
た、この会合は料金制度専門会合ですので、そういった災害時にかかった費用に関しては、
困ったときはお互いさまで無償提供なのか、何らかのルールの下で、事後に補助金等もあ
ると思いますから相殺するのか、その辺りについても、もし教えていただけるのであれば
御教示いただければと思います。

大変長くなってしまいましたけれども、今日の3項目については、最終的にはレピテー
ショナルインセンティブ、つまり評判とか評価とか信用に関してよくやっているというと

ころで、今後、プラスアルファがつくのかマイナスになるのかなんですけれども、この部分の評価というのはなかなか難しいなというふうに思いましたが、ぜひ自己評価イコール自画自賛とならないように、客観的な指標に置き換えて事業者の皆様へしっかりと評価して差し上げて、皆様の日常の事業の応援になればいいなというふうに思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。事務局等からの御回答・コメントについては、最後にまとめてお願いしたいというふうに思います。

次の御発言者、華表委員、どうぞ御発言ください。

○華表委員 華表です。ありがとうございます。

まずは、能登半島の災害につきましては、北陸電力グループの皆様、そして応援に行かれた各電力会社の皆様、御尽力いただいてすばらしい連携で成果を出されて、本当に一国民としてすごくありがたいなと思っております。ありがとうございます。

今回のまさにテーマとしては、災害対応であり顧客満足度でありといったところの、送配電事業としてどのように社会に価値を出すのかというところがテーマになっていると思います。こちらは当然コストを最小限にとどめるというところとは別に、一方で送配電事業者として価値を高めていくということで、その考え方の下、導入されたインセンティブというところの仕組みの下でこういったことがなされているというふうに理解しておりますけれども、そういった中で、今回の御報告のようにすばらしい成果をそれぞれにおいて出されているというところだと思います。

そのすばらしい成果が出ているということに関しては、本当によかったなというところなんですけれども、それをお伺いして私として思うところとしては、ここで成果が出ているというところを、よりうまく対外的に発信していくというところは極めて重要になるのかなというふうに思います。どうしても電力ということになると、料金というところが一番注目を浴びやすく、それはそれで当然一番重要なことでもありますので、それはそれで重要なことではあるんですけれども、一方でこういう災害対応ですとか顧客満足度ですとか、そういう価値サイドのところでこういった努力を事業者の皆様がなされて、それによってこういった成果が出ているというところについては、うまく需要家の皆さんにコミュニケーションすることによって、電気料金がどのように使われているかというところの理解の一助になるということになればいいのかなというふうに思いますので、どうしても業界としてそういったところのアピールというのが、歴史的には必ずしもうまくはやられ

てこなかった印象もありますので、その辺りをうまく対外的にコミュニケーションできるようにしていくといいのかなというふうに思いました。

私からは以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

岸オブザーバーにつきましては、委員の後の発言というふうにさせていただきます。

次は川合委員、どうぞ御発言ください。

○川合委員 ありがとうございます。川合です。

北陸電力送配電様ほか、それに協力された北陸電力グループの方、また他電力の方も大変御苦労されたと思います。これについては、私はほかの委員の方々の意見に賛同いたします。

私からは、P C Bの話についてお伺いしたいなと思っています。この48ページを拝見すると、2026年に低濃度のP C Bの処理が終わらなければいけないというふうになっており、各社それに向けて作業を進めているとは思いますが、実際問題としては、それまでに処理が出来ない場合があります。P C Bは変圧器やコンデンサーなどに使われていましたが、1974年以降、本来製造も輸入もされてないはずなのに、実際には、銘板でそれ以降に製造されたコンデンサーなどに低濃度P C Bが含まれているものが相当数見つかります。これは、変圧器やコンデンサーなどの再生品に多く見られるようです。経産省では、絶縁油封じ切り機器のコンデンサーは1991年以降製造されたものには含まれていないとしていますが、それ以前のものには汚染可能性があるとしています（変圧器については、1994年以降のものでも汚染可能性があるとしています）。

電力分野では、変圧器やコンデンサーが多数使われていますが、封じ切りのコンデンサーなどは、実際に、穴を開けて、絶縁油を採取して分析しないと汚染の有無はチェックできません。しかし、穴を開けると、廃棄物になり、再生できません。

そうだとすると、2026年以降、実際に使用をやめて穴を開けて検査をしてみたら中にP C Bが入っているなんていうことが実際には起こり得るんだというふうに理解しています。

その意味でこのP C B廃棄物の問題、本当に2026年で終わっていいのかと思います。将来、使用をやめた例えばコンデンサーなど封じ切り機器について、穴を開けてみたら中に入っている絶縁油に微量のP C Bが入っているということも十分あり得るので、この処理の問題は引き続き、別に2026年度で法律上の問題が終わったとしても、その後も処理

できるような、あるいは処理することが求められるということは確認しておきたいというふうに思っています。

そこら辺について、多分委員会の事務局のほうかもしれませんが、それを26年度限りの話というふうにはしないということをぜひ御検討いただければというのが私からの意見です。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

委員の方で、ほかに御発言御希望いらっしゃいますか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 松村です。発言します。

もう既に複数の指摘があったとおり、今回の災害対応に関して、ネットワーク部門全体あるいは電力会社全体の信頼性を高めるすばらしい対応だったと思います。1月1日に起こった災害に対して、他エリアの方々が、一言で言えばプッシュ型ということなのですが、迅速に準備し迅速に実際に対応してくださったことは、どんなに感謝しても感謝し足りない。この点については、よい対応がなされたことを繰り返し言及する必要があると思いました。

次に、今回の災害対応で復旧に対して大きなコストがかかることが起こると、第2規制期間に向けてある種のヤードスティックのような査定をするときに、とても難しい問題が起こることを改めて認識しました。もちろん今まででも災害があったわけですから、当然考えておかなければいけないわけですが、何でもかんでも除いてしまうと、ヤードスティックの意味がなくなってしまうという面もあるのだけれども、この対応でコストが上がったのをパフォーマンスが悪いなど考えることはできないというのは当然のこと。どう整理するのかとは、第2規制期間に先立って、今回の災害対応が一区切りついたところで、委員会のほうでも準備しておかなければいけないと思います。1つ宿題をもらったと思っております。

次に、スライド43なのですが、赤字で課題というのが中部電力のところで書かれています。課題を認識し、それに対して対応を考えていることをきちんと示してくださったことにとても感謝します。ほかの会社でこれに対応するものがないということは、現時点では特に課題は見つかってなくて、今までどおりの取組をそのまま推進していけばよいということなのでしょうか。

さらに、これは質問ではなくコメントで、課題が出されたということは問題がある、したがってネガティブに評価するということは決してないように。課題を認識したというようなこと、それに対してこれから適切に自ら対応していくということ自体はポジティブに評価すべきことだと思いますので、このようなことをこのような場で挙げていただけることはありがたいことだと思います。

次に、スライド45以下のところです。死亡災害に関して目標に挙げているところも挙げていないところもあるわけですが、恐らく全ての会社で、挙げないところも含めて当然死亡災害は起こさないようにというのは、ある種の目標として考えられていると思います。

したがって、実績のところ、目標に挙げているところも挙げていないところもこういう形で出していただけるのはとてもありがたい。一方で「労働災害」と書かれているところ、「公衆災害、電気・墜落災害」と書かれているところがありばらばら。何が言いたいのかというと、定義がひょっとしてそろっていないのかなと。そうすると、これを見て、例えば北陸55件が多いと考えてはいけないということだと思います。恐らく定義がそろっていないから。これは今言うことではなく、本来目標として挙げられた時点で考えておかなければいけなかったことなのかもしれないのですが、定義をそろえて横に見られるようにすることも、いろいろな文脈で重要になってくると思います。中間評価の段階ではそれほど重要ではないのかもしれませんが、最終的に5年間のパフォーマンスを見るときには、ある種定義をそろえて見せることも必要だと思います。

さらに労働災害に関しては、死亡災害ゼロと挙げていたとしても、これはもちろんゼロが望ましいに決まっているわけですが、あらゆる産業で完全に未来永劫ゼロにするということは極めて困難だと思います。そうだとすると、そこで死亡事故が1あった、だから未達だと早計にネガティブに評価してはいけないと思います。

これに関しては、恐らく単年度ではなくもう少し長い時間を取って適切に対応されているかどうか、あるいは事故を踏まえて、あるいは事故を起こさない対策が適切に取られているかどうかのほうがより重要で、0か1かというところで強くネガティブに評価することがないように、特に単年度の数字でネガティブに評価することのように、私たちは留意しなければいけないと思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかに委員の方、いらっしゃいますか。

それでは、広域の岸オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○岸オブザーバー 広域機関の岸でございます。発言の機会をいただき、ありがとうございます。災害時の連携について、一言コメントを申し上げたいと思います。

資料3で言えば、例えば29スライドのところでも御紹介いただいておりますけれども、私ども広域機関でも2020年の法改正に伴う業務追加、その1つとしまして、一般送配電事業者さんが共同で策定する災害時連携計画、これの策定、国への届出に関与すると、そして毎年度、マニュアルも含めてブラッシュアップしたり、あるいは広域的な共同訓練に共に参加したりしております。

それから一般送配電事業者さんから毎年拠出金を集めまして、毎年度62億円ぐらいなんですけれども、災害発生後の仮復旧費用、特に早期の停電解消に即効性がある仮復旧費用ですとか、他エリアからの応援費用の最大9割、これに充てる災害相互扶助制度というのが始まっておりまして、リスクシェアの仕組みの運用主体にもなっております。

元旦の能登半島地震については、ささやかでございますけれども御紹介しますと、私ども広域機関も、夜昼なく当直で全国の電力需給ですとか周波数ですとか常時監視をしておりますので、地震発生後直ちに警戒本部を設置しまして、地震発生後の26分後だったと思いますが、関西から北陸エリアへの電力融通、これはその日3回行いましたけれども、1回目の融通を指示しております。

それから災害相互扶助制度に関しましても、今回の大きな被害を踏まえて、申請期限などの弾力化措置をプッシュ型で講じたところでございます。

本日この場は、一般送配電事業者さんが託送料金との関係で実績報告をされる場と承知しておりますけれども、御説明ありましたように能登半島地震では、大規模な全国からの他エリアからの応援、これが総じて円滑かつ速やかに展開をされたということで、もちろん現場の難しさということで、道路が通れないとか、建物倒壊でそもそも立ち入れないといったことで、住民の皆様からすれば大変な御苦労・御不便が残る行き届かない点もあるにしても、災害時連携計画というものの事前の準備が今回かなり活かした、有用であったという声を多く耳にしております、報道等でも厚意的に紹介されているというふうに承知をしてございます。

広域機関としては、引き続き一送はもちろん国など関係機関とよく連携しまして、必要な改善を重ねて、広域的な災害のレジリエンス強化ということで技術面・資金面などで協力支援に努めてまいりたいと思いますし、こうした場でも必要に応じて情報提供してまい

りたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、オブザーバーの方もう一方、エネットの飯塚代理、どうぞ御発言ください。

○飯塚オブザーバー 御指名いただきましてありがとうございます。池田の代理で参加させていただいておりますエネットの飯塚と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、資料3についてになりますけれども、9ページ目で弊社池田の発言を取り上げていただきまして、ありがとうございます。会社ごとに異なっております請求書などのフォーマット類の統一ですとか、託送料金の口座振替化の実現に向けた進捗を顧客満足度という形で期中評価の評価項目の一つとして事務局様には丁寧にフォローいただきまして、感謝しております。徐々ではあるかもしれませんが、取組が進展しつつあるものと認識しております。ありがとうございます。

その上でということになるんですけれども、23ページの検討状況を拝見いたしますと、例えば託送料金の口座振替化につきましては、26年度導入予定となっている事業者もおります一方で、26年度以降の導入を検討中ということで、時期が不透明な事業者もおるようでございます。電力システム改革として多くのシステム変更があるとは思いますが、口座振替化の実現といいますと非常に何か粒の小さい話に聞こえてしまいますけれども、22ページにお示しいただきましたその他の取組といったものも含めまして、対応が後手に回らないように適切なスピードで対応を実施していただけるように、引き続き定期的なフォローをお願いできればというふうに考えております。

私からは以上となります。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございます。

今、そのほか手が挙がっておりませんが、いかがでしょうか。

それでは、先ほどの指摘について、事務局あるいは事業者からの御回答・コメントということに移りたいと思いますけれども、先ほど河野委員から4つほど御回答を求められる点がありました。まず、これから行きたいと思うんですけれども、震災支援の提供先の話、それと費用負担の話。これは今回北陸電力送配電さんが体験していらっしゃるのだと思いますので、これはまずは北陸送配電さんから御回答いただくのがよいかなというふうに思います。

それからレベニューキャップのインセンティブ問題、レピテーション、これとかある

いはデジタルへの影響について、これはどちらでも事業者さんから御回答あればお願いしたいと思いますが、まずは北陸電力さん、いかがでしょうか。

○今村プレゼンター 北陸電力送配電です。多分今ほど言われたのは、河野様からの御質問と御指摘のところでしょうか。

○山内座長 そうです。

○今村プレゼンター 支援の確保先ということで、機材、資材、労働力を適切に割り振っておけばいいんじゃないかという御指摘に対しましては、もともと一般送配電事業者間での応援をいただく際には、どういったものが要るかということも事前にお知らせして準備いただいているというのが今のやり方です。

ですから今回、例えばですけど、我々が1月2日に中部電力パワーグリッドさんと関西電力送配電さんをお願いしたのは、高圧発電機車を何台お願いしたいという言い方でまず支援を要請しています。それに向けてそれぞれの事業者さんからは、それに見合った形で応援をいただいております、どちらかというと応援元からどれぐらい要るかというようなことは今後もきちんとお伝えした上で来ていただく、我々が行く場合も同様にやっていきたいなと思っています。

応援元からすると、多分それ以上の応援も準備されているのかもしれませんが、まずは受け入れ側でどれだけ要るかというようなことをお話しした上でやっていくというのが一番よいのかなと考えております。

もう一つ、多分御質問があったのは費用負担についてですけれども、先ほど広域機関の岸様からお話があった相互扶助の制度がございますので、我々応援いただいた側が全てを負担するわけではなくて、相互扶助制度に基づいて、9割程度とお話もございましたが、我々のほうから全額を請求したうちの9割ぐらいが戻ってくる、そんな制度もございますので、全部が全部応援をいただいた会社が負担するということは回避される。リスクシェアという言い方をされたと思うんですけど、そういったこともやっけていただいているので、非常に有効な制度があるというふうには認識しております。

○山内座長 あと、これは御社に限らず、ほかの事業者さんにお答えいただくのがいいのかなと思っていますけど、レベニューキャップのレピテーショナルインセンティブの効果、そういったものについてと、それからシステムの改修などのデジタルに対する影響はどこまであるのかというような、そういう御質問だったかと思うんですけど、どなたかいらっしゃいますか、あるいは北陸さんでも結構ですけれども。例えば代表して中部電力さ

んでも、あるいは関西電力さんでもよろしいですけど。

手が挙がりました、送配電網協議会さん、どうぞお答えいただければと思いますけれども。

○佐渡オブザーバー 送配電網協議会の佐渡です。河野委員から御発言がありました、請求書の統一から始まってデジタルにどう影響するのか、社会的コストも勘案するとどうなのかということの御趣旨かとお伺いしておりますけれども、先ほど河野委員からもお話しがありましたとおり、今回丁寧に資料で整理をいただいているんですが、10社の請求書統一をさせていただきまして、その後も請求書、帳票書類のほか、口座振替の導入だとかA P I連携だとか申込み書類の統一化などを進めてきているところです。

ほかにも様々御要望いただいております。いろいろな内容があるんですけども、例えば、見直すことによって一送や利用者側の両方のシステムのデータ容量面で非常に影響が大きいものとか、見直す場合に各一送の現行システムの根幹の部分まで手を入れなければいけないものとか、システムのみならず各一送の運用も含め根本的な見直しが必要なものなどもあるというところで、これを変えていくと費用もかなりかかってくるということもございますので、この辺、費用対効果も見ながら、なるべく社会コストを上げずに効果を得ていくというところをよく考えながら進めていく必要があると思っております。

いずれにせよ、いろいろな御要望いただいておりますので、利用者の御意向に沿うような形で進めていければというふうに考えております。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

もう一つはレピテーションインセンティブの話。では、これは事務局のほうから。

それでは、全体を通じて事務局からコメントをお願いします。

○黒田NW事業監視課長 皆様、本日も闊達な御議論いただきまして、ありがとうございます。幾つか御質問あった点について、可能な範囲でお答えできればと思います。

まず、安全性・環境性への配慮というところで、松村委員から43ページ、課題が中部P Gだけなのか、ほかはないのかという御質問がありましたけれども、ここは今後、計画取組強化策ということで各社挙げておりますので、ほかの会社は課題がないということではないと思っております。今回この挙げさせていただいた資料上は、フォーマット上、「課題」「気付き」という書き方をさせていただいたのが中部P Gだったということになっておりますが、ほかがないというわけではないということなので、ここはコミュニケーション

ョンの仕方を今後事務局としても考えていきたいと思ひますし、おっしゃっていただいたとおり、課題として挙げた事業者のディスインセンティブになるようなことがないようにというのは、考えながらやっていきたいと思ひております。

それから45ページ、46ページの労災件数のところも、安念委員だったり松村委員だったりから御指摘いただきました。おっしゃるとおり、労災隠しがないようにする必要があると思ひますし、件数だけじゃなくて、対策をどう取っているかというところが重要ということも言っていたいただきましたので、そちらも踏まえて今後の評価に生かしていきたいと思ひますし、また最終的には横に見られるような定義の統一みたいなところも言っていたいただきましたので、今後検討していければと思ひています。

それから、PCBに関する26年以降もというような御指摘もありましたけれども、こちらにつきましては、今後の評価の中でどう対応するかというのは検討させていただければと思ひております。

その他、様々御指摘・御意見いただきましたので、今後の評価の中で反映させていければと思ひております。

私からは以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

ということでございますが、何か追加的に御発言御希望いらっしゃいますか。——よろしいですか。

それでは、本日予定していた議事は以上ということでございますので、この先の進行は事務局にお願いしたいと思ひます。

○黒田NW事業監視課長 山内座長、ありがとうございます。

本日の議事録については、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願ひいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第59回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——